勝山浄化センター運転維持管理業務包括委託

特　記　仕　様　書

平成２５年１０月

勝山市建設部上下水道課

（目的）

第１条　この特記仕様書は､｢勝山浄化センター運転維持管理業務包括委託共通仕様書｣について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（施設設計概要）

第２条　勝山浄化センター(以下｢浄化センター｣という。)の施設設計概要は次のとおりである。

（１）流入方式　　分流式

（２）水処理方式　標準活性汚泥法

（３）汚泥処理　　重力濃縮＋常圧浮上濃縮、ベルトプレス脱水機

（４）処理能力　　１３,０００㎥／日（全体計画　１８，４１２㎥／日）

（５）放流先　　一級河川　九頭竜川水系　暮見川

（６）施設概要　　別紙１　対象施設概要書のとおり

（有資格者）

第３条　共通仕様書第７条に定める有資格者は、次のとおりである。

（１）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習修了者

（２）乙種第４類危険物取扱者

（３）第１種電気工事士

（４）玉掛技能講習修了者

（５）その他維持管理に必要な資格者

（６）その他労働安全衛生関係で必要な資格者

（事業計画書の要領）

第４条　共通仕様書第８条の「事業計画書」の作成要領は、次のとおりとすること。

（１）各計画書は、日本工業規格Ａ版により作成し、原則としてＡ４またはＡ３用紙とすること。

（２）事業計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

①　実施方針

②　人員体制

③　安全管理体制

④　ユーティリティの調達、使用の方法

⑤　運転管理計画

⑥　保全管理計画

⑦　緊急時等の対応

⑧　その他発注者が提案する事項等

（業務履行計画書の要領）

第５条　共通仕様書第９条の「業務履行計画書」に定める計画書の作成要領は、次のとおりとすること。

（１)｢業務概要に関すること｣は、下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成ための委託業務おける管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

（２)｢現場組織に関すること｣は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制につ

いて、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

（３）「業務実施計画に関すること」は、安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

（４）「業務方法に関すること」は、勝山浄化センター及び汚水中継ポンプ所（以下「浄化センター等」という。）の施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、整備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の方法・頻度、設備機器等の点検内容・点検頻度・点検要領、物品管理の方法・要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

（５）「安全衛生管理に関すること」は事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

（６）「各種報告書様式」は、契約書、共通仕様書及び特記仕様書等で報告業務を課せられている報告書及び監督員が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

（業務実施計画書等）

第６条　共通仕様書第１０条に定める業務実施計画書、業務完了報告書、施設管理状況報告書及び契約業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

（１）業務実施計画の記載事項は次のとおりとし各業務別に列記すること。

①　対象業務名称

②　年月度の記載

③　事業所名

④　日毎に計画した事項及び内容

⑤　運転計画、水質分析計画、保守点検計画等の業務計画

⑥　その他必要な事項

（２）業務完了報告書は、業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

①　業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容

②　その他必要な事項

（３）施設管理状況報告書は、業務履行計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

①　業務履行計画書で記載した事項のほか、月毎に計画した事項と実績及び内容

②　その他必要な事項

（４）契約業務完了報告書は、最終年度における施設管理状況報告書をもって、これに代えるものとする。ただし、発注者が必要ないと認めた書類については除くものとする。

（貸与類の台帳）

第７条　共通仕様書第１５条３項に定める貸与品についての台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるよう作成すること。

（１）年度におけるタイトル

（２）整理番号、貸与月日、返却日

（３）貸与品目、数量
（４）借用者名、期間、借用者印

（業務範囲）
第８条　共通仕様書第２０条に定める業務の適用は、別紙１に示す浄化センター等とし、業務範囲は敷地内の施設並びに設備・装置及び機器等である。

（調整及び交換）
第９条　共通仕様書第２１条１項に規定する調整及び交換の対象機器については、以下のとおりとする。
（１）調整及び交換とは、現場で対応可能な機器の部品又は消耗品の交換及び調整をいう。
（２）対象機器は浄化センター等に設置されている設備・装置及び機器をいう。
（３）調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。なお、報告書に記載する内容等については、発注者と発注者が協議により定めるものとする。
（４）調整及び整備については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

（修繕及び塗装）
第１０条　共通仕様書第２２条１項に規定する修繕とは、改築、更新、改良以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う補修をいう。
ただし、１箇所あたり５０万円以下の修繕は、この委託に含むものとし、１年間あたり累計で３５０万円以下とする。
２　共通仕様書第２２条２項に規定する塗装とは、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために局部的な塗装をいう。

（巡視点検）
第１１条　共通仕様書第３３条２項に規定する巡視点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。
（１）巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。
（２）点検内容は、発注者の経験及び知識により一定の点検要領及び規準を定めて行うこと。
２　第１項の点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載すること。

（保守点検業務）
第１２条　共通仕様書第３７条２項に規定する設備点検対象機器は、浄化センター等に設置されている設備・装置及び機器で、それぞれの性能・機能等が保持されるよう点検するとともに、設備機器の重要度及び故障発生頻度回数、目的、設備環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行うこと。
２　保守点検の実施は、以下のとおりとすること。
①　点検は一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。

② 設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行うこと。
③ 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。
④ 資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。
⑤ 危険な場所の作業は、必要な安全装置を講じ事故の防止に努めること。

（環境整備業務）

第１３条 共通仕様書第４０条に規定する環境整備業務の実施については､以下のとおりとする。

（１）清掃は、場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行う。
（２）発注者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意する。
（３）清掃器具等の使用で発注者の備品、物品等に損傷を与えないものとする。

（リスク分担）

第１４条 共通仕様書第４７条２項に定めるリスクの分担は､「別紙７－リスク分担表」のとおりとする。

（経費の負担）

第１５条 共通仕様書第４８条に定める発注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

（１）机、書棚、ロッカー、パソコン、コピー機等の事務備品に係る費用
（２）各種用紙、筆記用具等の事務用品に係る費用
（３）冷蔵庫、食器棚、茶器等の什器に係る費用
（４）各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、空気呼吸器等の安全保護具・機器及び酸素、硫化水素、可燃性ガス濃度測定用機器
（５）設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具
ただし、特殊工具及び調整・整備に係る資材等は除く。
（６）電話、ファックス等の設置工事費及び維持費
（７）巡回点検車両及び巡回点検車両維持に係る費用
（８）建物内の清掃及び敷地内修景施設の雪囲い、剪定、除草等に係る費用
（９）次に掲げる分析業務に係る費用
① 放流水及び流入水の水質試験
② ボイラー水の水質試験
③ 蒸気ボイラーの煤煙測定
④ 消化ガスの測定
⑤ 汚泥の成分試験
⑥ 臭気の測定
(10) 次に掲げる保守点検業務に係る費用
① 自家用電気工作物設備
② 構内電話設備
③ 消防用設備
④ ボイラー設備
⑤ 電気計装設備

⑥　地下重油タンク設備

(11) 動力、薬剤（脱硫剤の交換を含む。）、燃料等のユーティリティに係る費用

(12) 汚泥の収集運搬・最終処分に係る費用

(13) 一件当たり５０万円以下の軽微な修繕に係る費用とする。ただし、発注者との協議により発注者が修繕工事等の復旧を行った場合その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は発注者の負担とする。

（目標基準）

第１６条　共通仕様書第５０条に規定する発注者が目標とする処理水質及び汚泥性状は次のとおりとする。

（１）処理水質

項目	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	大腸菌群数
単位		mg/ﾘｯﾄﾙ	mg/ﾘｯﾄﾙ	個/mg
目　標 基準値	5.8～8.6	7 以下	6 以下	検出されない

（２）汚泥性状

項目	脱水ケーキ含水率
単位	%
目　標 基準値	84

（遵守基準）

第１７条　共通仕様書第５１条に規定する受託者が遵守すべき処理水質は次のとおりとする。

項目	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	大腸菌群数
単位		mg/ﾘｯﾄﾙ	mg/ﾘｯﾄﾙ	個/mg
遵　守 基準値	5.8～8.6	20 以下	70 以下	3000 未満

（流入基準）

第１８条　共通仕様書第５５条に規定する流入条件は次のとおりとする。

（１）予測流入水量　（単位：㎥／日）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流入水量	8,946	9,034	9,121	9,209	9,296

（２）予測流入水質

項目	ＢＯＤ	ＳＳ	ＣＯＤ
単位	mg/ﾘｯﾄﾙ	mg/ﾘｯﾄﾙ	mg/ﾘｯﾄﾙ
基準値	240	160	140

（３）浄化センター処理能力　13,000 ㎥／日

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	法令等の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の受託範囲において、運営段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民対応	行政サービスに係る住民反対運動、訴訟等	○	
		受注者の業務実施に直接関係するもの		○
	環境保全	受注者が行う業務に起因する環境問題 （周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	物価・金利変動	事業期間のインフレ・デフレによる経費の増大	○	○
	税制度の変更	管理、運営に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）	○	
		一般的な税制度の変更（法人税等）		○
	不可抗力	天災等による施設の破損、委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	下水の水質変動リスク	要求水準を満足させるために要する経費の増加	○	
		上記以外のもの		
	性能の発揮	契約条件下での要求水準の未達		○
		不可抗力等上記以外での要求水準の未達	○	
	修繕等の遅延	発注者発注の修繕等の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
		受注者発注の修繕等の遅延による委託対象施設の機能の不足		○
	施設の損傷	経年劣化による施設設備等の損傷	○	
		受注者の責による事故・火災等による施設設備等の損傷		○
		受注者が管理義務を怠ったことによる施設設備等の損傷		○
	施設の健全性	契約期間終了時の維持管理要求性能基準未達		○

上記以外については双方が協議して定める。